

訪問介護利用に上限案

財務省が提案 利用者側は反論

介護保険サービスの公定価格となる介護報酬の来年度の改定で、訪問介護の利用回数に上限を設けるべきかどうかが議論になつてゐる。財務省は、月100回以上使つている人がいるとして上限導入を主張。1日の社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の分科会では支払い側の団体が賛成する一方、利用者側は認知症の人が地域で暮らすためには必要だと反論した。

訪問介護は、「ヘルパー」が

高齢者の家を訪れ、入浴や排泄などを手助けする「身体介護」と、調理や掃除をする「生活援助」がある。

介護費の抑制を目指す財務省は10月の財政制度等審議会（財務相の諮問機関）で、生活援助を利用するこ

とが多い要介護1、2の人々の利用回数を調べたところ、9割が月20回以内だったのに月100回以上の人もいること指摘。回数に上限を設けるべきとした。

1日の分科会では支払い側の健康保険組合連合会が、「保険者がやむを得ないとした場合のみ、上限を超える利用を認めるべきだ」とし、上限設定へ支持を表明。全国健康保険協会も同様の主張を展開した。これに対して「認知症の人と家族の会」は、月21回以上使う人が1割であることが「乱用の根拠にはならない」と反論した。服薬や食事に支援が必要な人が、1日に複数回、生活援助を利用することがあるためだ。

（松川希美）